

令和5年11月14日
総合支所
地域行政部
スポーツ推進部
みどり33推進担当部
教育委員会事務局

区民利用施設の不正利用の防止について

1 主旨

区内の区民利用施設のうち、主にスポーツ目的施設（テニスコート、体育館、体育室、小・中学校校庭など）において、利用者登録の転貸や、使用权の譲渡、構成員以外の不特定多数での施設利用等、不適切な利用があるのではないかとといった疑念の声が寄せられている。

これまで区では、世田谷区公共施設利用案内システム「けやきネット」のシステムの改修や、新規登録料や更新料を導入するなど、不適切な利用を抑止する取り組みを進めてきた。

この度、更なる取り組みとして、区民利用施設のうちスポーツ目的施設の窓口において、施設の利用状況を確認するため、各施設の規則に則り、令和6年2月13日より本人確認を実施する。

2 本人確認の実施方法

- (1) 実施時期 令和6年2月13日（火）利用分より
- (2) 周知期間 令和5年12月1日より
けやきネットの予約サイト、世田谷区ホームページ、（公財）世田谷区スポーツ振興財団ホームページへの掲載、施設でのチラシ配布・掲示
- (3) 実施範囲 世田谷区内のスポーツ目的施設（けやきネットの利用者登録が必要な施設）
テニスコート、野球場、サッカー場、体育館、小・中学校校庭等、
区民センター等の体育室等
- (4) 実施方法 本人確認の対象者
団体の代表者、連絡者、または団体の構成員のうち1名
本人確認を行う際に提示を求める書類
①利用者登録カード
②本人確認資料（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、介護保険者証、後期高齢者医療被保険者証、パスポート等）
※確認書類を持っていない場合等は、次回からの協力を依頼し当日は利用可とする。

3 不適切な利用の報告と対応

- ・施設の窓口で本人確認書類の提出を毎回拒むなど、疑義がある場合は、各窓口から施設の運営管理を所管する担当課へ報告する。
- ・施設の運営管理を所管する課では、報告内容について、事実関係を確認するため団体代表者へ連絡するなど、状況を確認し、必要な是正を求める。
- ・悪質な利用と判断される場合は、相手方から聴聞の上、今後の利用予定の「使用の取消し」や「利用者登録の取消し」など、厳正に対処する。

4 スケジュール（案）

令和5年12月 1日（金）	周知開始
令和5年12月 1～4日	令和6年2月分抽選申込（野球場・サッカー場・集会施設等）
令和5年12月15～18日	〃（テニスコート）
令和6年 1月 1～4日	〃（学校開放施設 テニスコート等）
令和6年 2月13日（火）	本人確認の先行実施（準備の整った施設から実施）
令和6年 4月 1日（月）	本人確認の本格実施